

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 第60回本部会議 記録

日 時／令和3年6月18日（金）

20：03～20：36

場 所／本庁舎3階 テレビ会議室

【副本部長（小玉副知事）】

これより、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の第60回本部会議を開催します。

まず、国の基本的対処方針の変更及び道内の感染状況等について、新型コロナウイルス感染症対策監から説明願います。

【原田新型コロナウイルス感染症対策監】

資料1をご覧くださいと思います。

昨日開催されました政府対策本部におきまして、基本的対処方針の一部が変更されておりますので、そのポイントについて、ご説明いたします。

まず、措置区域の変更等については、まん延防止等重点措置区域でございました北海道など7都道府県につきましては、まん延防止等重点措置区域として、その期間を7月11日までとする変更が行われております。また、緊急事態措置区域である沖縄県とまん延防止等重点措置区域であります埼玉県など3県につきましては、それぞれその期間を7月11日まで延長するという事実と、緊急事態措置の対象でありました岡山県と広島県については、それは解除されるという変更が行われております。

スライドの2枚目と3枚目ですけれども、緊急事態措置区域から除外された都道府県における取組等を整理しております。例えば、飲食店のところでも、営業時間を10時までとする要請を行うとともに、酒類提供については、一定の要件を満たした店舗において19時まで提供できることとし、そうした要件を満たさない店舗は、酒類提供を行わないよう要請することといった措置などが講じることとされておりまして、引き続きこれまでと類似の取組を行うということが求められているという状況でございます。それぞれの取組の内容につきましては、後ほどご覧くださいと思います。

引き続き、資料2をご覧くださいと思います。

道内の感染状況等についてです。スライドの1枚目、主な指標の状況ですけれども、道独自の警戒ステージの指標ですけれども、本日時点で、前回の時もそうでしたけれども、感染経路不明割合を除きまして、前の週を下回っているという状況でございます。特定措置区域の主な指標の状況ですけれども、本日時点で、一部地域で感染経路不明割合が前の週を上回っているところがございますけれども、それ以外は全て前の週を指標を下回っているという状況です。

国の分科会提言で示された指標についてですけれども、本日現在、全道で見ますと、国の警戒ステージⅣの指標を上回っているのは、療養者数のみという状況でございます。一方、札幌市については、療養者数に加えまして、確保病床の使用率が国のステージⅣの基準を上回っているという状況でございます。

最近の感染状況等について整理したものでございます。まず感染状況です。全道の新規感染者数ですが、22日連続で前の週を下回っており、減少傾向が続いております。10万人当たり11.4人となっております。特定措置区域の感染状況につきましても、減少傾向が続

いているものの、札幌市では10万人当たり21.2人と、引き続き高い水準にあります。札幌市を除きます石狩振興局管内の新規感染者数ですが、10万人当たり8.8人、小樽市は8.6人、旭川市は2.1人となっております。また、措置区域の感染者数ですが、引き続き大きく減少し、10万人当たり5.5人となっているという状況です。

全道の主要な地点におけます人流は、緊急事態宣言前と比較いたしまして減少しているものの、今月に入り、増加傾向が見られる地点もございます。

医療提供体制です。全道の入院患者数には減少傾向が見られるものの、引き続き、高い水準となっています。特に、札幌市内においては、より高い水準になっておりまして、通常の医療に支障が生じる施設もあるなど、厳しい状況が続いているという状況です。

ワクチンについてです。65歳以上の高齢者への接種ですが、昨日現在、1回目33.0%、2回目7.1%が終了しております。また、直近1週間におけます1日当たりの接種回数ですが、前の週よりも約6千回増加し、約3万回という状況になってございます。

なお、この接種状況ですけれども、自治体や医療機関の皆様から接種結果を入力していただいたものを集計しているデータでございます。一部入力の違いがある自治体等がございまして、早期の入力をお願いするよう通知を发出させていただいているところです。実はこの結果ですけれども、ワクチンの供給にも影響を及ぼすことから自治体への働きかけについて、ご協力いただければというふうに考えております。

資料の方に戻っていただいて、職域接種ですけれども、道内の企業・団体から、昨日現在、86件の申請があるという状況です。

ワクチンの関係で追加の情報ですけれども、道直営の集団接種会場についてですが、新たに接種を希望する高齢者の増加などにより、7月末までに接種が終了できないことが見込まれ、道への協力要請がありました北広島市及び当別町を対象自治体として追加することとしております。また、予約枠が埋まらない場合は、ワクチンを有効活用するため、接種に協力していただく潜在看護師や感染者の多い札幌圏の危機管理を担う警察職員などへの接種も行うということとしております。

資料に戻っていただいて、今後の対応です。全道の感染状況は大きく改善しておりますが、厳しい医療提供体制が続いている。感染が再拡大いたしますと、医療提供体制は急速に危機的な状況に陥るおそれもあることから、新規感染者数を着実に減少させ、医療提供体制の負荷を低減させていくためにも、全道域において、感染防止対策、感染リスクを回避する行動の徹底を図ることが必要であり、また、これまで厳しい感染状況にありました特定措置区域の市町村においては、段階的に緩和を行いながら、対策の徹底を図ることとしております。特に、札幌市においては、新規感染者数が依然高い水準にあることや、医療提供体制が厳しい状況にあること等を踏まえまして、人と人の接触機会を抑えるための強い対策を講じることが必要です。なお、こうした感染状況等を踏まえ、道の警戒ステージについては4に移行し、札幌市内については、5相当を維持するということとしております。

なお、スライド6以降でございまして、関連するデータを載せておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

私からの説明は以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、札幌市の感染状況について、オブザーバー出席いただいております山口感染症担当部長からご説明をお願いいたします。

【山口札幌市感染症担当部長】

資料3に基づきまして、札幌市の感染状況のご説明をいたします。

それでは次のスライドをご覧ください。新規感染者数の1週間の合計につきましては、着実に減少しております。昨日、6月17日の時点で431人、また本日の時点では413人と、さらに減少している状況でございます。人口10万人当たりでは昨日時点で22.0人と2ヶ月ぶりに国のステージⅣの指標であります人口10万人当たり25人を下回るところまで減少しておりますけれども、依然として高い水準にはございます。

それでは次のスライドをご覧ください。札幌市民の入院患者数の状況などのグラフでございます。昨日の6月17日の時点の入院患者数ですが、404人となっております。5月中旬以降、400人を超える日が続いていまして、新規感染者数は減少が見られる中で、入院患者数は高止まりが続いている状況でございます。市外からの入院患者数を合わせますと、実質的な病床使用率は8割を超えている状況でございます。現在も最大の入院受入体制でご対応いただいていることから、医療体制の負荷は大きく厳しい状況には変わりはありません。全国的にデルタ株の感染拡大も懸念されることから、こうした状況も踏まえ、ここで気を緩めず、できるだけ新規感染者数を下げ、医療提供体制の負荷を軽減させることが必要と考えてございます。

次の頁をご覧ください。検査数でございます。直近の1週間の検査数でございますが、1万3274件でございます。1日平均にしますと約1,900件の検査を実施しているところでございます。陽性率は赤のグラフでございますが、昨日6月17日時点で3.2%と、国が示す指標であります5%を下回っている状況でございます。

次のスライドをご覧ください。年齢別の感染者の割合でございますが、年代に大きな偏りは見られておらず、全ての年代で感染者が見られている状況でございます。

それでは次のスライドをご覧ください。新規感染者の感染経路についてでございますが、前回から特に大きな変化はございませんが、家庭内感染の割合が減少する一方で、福祉施設や個人活動を感染経路とする割合に増加が見られている状況でございます。

それでは次のスライドをご覧ください。集団感染事例についてでございます。全体の件数が減少しているものの、会社や職場、そして福祉施設等の割合が増加しているほか、学校等、それから保育施設での集団感染事例が継続している状況でございます。

それでは次をご覧ください。市内中心部であります札幌駅、大通駅、すすきの駅での人流、いわゆる人出の状況についてでございます。夜8時時点のグラフでございますが、緊急事態宣言を延長した6月以降、人出に増加が見られている状況でございます。

最後のスライドをご覧ください。このグラフは同じく札幌駅、大通駅、すすきの駅の朝9時時点の人流でございます。6月以降、札幌駅付近の人流に増加が見られておりましたが、最近では横ばいの状況となっております。

新規感染者数を減少させ、医療提供体制の負荷を軽減するためにも、引き続き、人と人との接触機会を抑えるための取組が必要というふうを考えてございます。

以上でございます。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、北海道におけるまん延防止等重点措置について、関係部長から順次説明願います。まず、総合政策部長、お願いします。

【濱坂総合政策部長】

それでは、資料4 北海道におけるまん延防止等重点措置をご覧いただきたいと思えます。6月21日から本道が、まん延防止等重点措置区域として追加されることを踏まえまして、道としての重点措置の内容を決定したいと存じます。

スライド1をご覧いただきたいと思えます。実施内容でございますが、札幌市内を措置区域とし、人と人の接触機会を低減するため、特措法に基づく要請を行います。その他の市町村につきましては、感染リスクを回避する行動の徹底を促すほか、特に、現在の特定措置区域の市町村につきましては、段階的な緩和の観点から対策の一層の徹底を図りたいと考えてございます。期間につきましては、6月21日から7月11日までとしております。

スライド2をお願いします。措置区域についての要請などについてでございますけれども、札幌市内におきましては、外出の際は、日中も含めた不要不急の外出や移動を控える。特に週末の外出は控えること。それから、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域との往来は極力控える。飲食の際につきましては、20時以降、飲食店等にみだりに出入りをしない。感染防止対策が徹底されていない飲食店等や、営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を控えるなどについて、要請をいたします。

スライド3でございます。飲食店等における営業時間の短縮などの要請でございますけれども、これにつきましては、詳細については後ほど経済部長から説明があります。

スライド4です。イベントの開催についてでございますが、収容人数の上限は5,000人までとします。収容率につきましては、大声での歓声等がないことを前提にうるものは100%以内、大声での歓声等が想定されるものは50%以内、感染予防が徹底できない場合は無観客での開催や、延期又は中止を検討すること。また、開催にあたりましては、営業時間は21時まで、感染防止対策が徹底されていない場合、酒類の提供を行わないことなどについても求めます。

スライド5です。事業者の皆様へは、出勤者数の7割削減を目指すことを含め、テレワークやローテーション勤務等を徹底すること、それから、20時以降の勤務の抑制等について協力をお願いしたいと考えてございます。また、観光施設等のライトアップなどの20時以降消灯の協力を依頼いたします。市営交通につきましては、終電の繰り上げ等を実施します。

スライド6です。スライド6は学校への要請でございますので、後ほど教育長から説明があります。

道立施設及び市立施設は原則休館といたします。

スライド7から8につきましては、飲食店等以外の施設への要請・協力依頼についてでございますが、これにつきましても、後ほど経済部長から説明があります。

スライド9でございます。その他の市町村の皆様への要請についてでございますが、外出の際は、感染リスクが回避できない場合、不要不急の外出や移動を控える。飲食の際については、食事は4人以内などの少人数、会話の時はマスク着用などの実践などについて、要請をいたします。

スライド10でございます。これは緊急事態措置の下、特定措置区域となっております市町村に対する時短の要請でございます。国や市町村との協議、それから有識者の意見を伺いながら、本日の議会議論も踏まえて、対策の検討をしてきたところでございますが、これまで厳しい感染状況にあった特定措置区域において、大きなリバウンドの回避に向けた対策に取り組むということとしたため、飲食店における時短について、段階的に緩和を行

うこととしたものでございます。なお、要請の詳細については、これも後ほど経済部長から説明があります。

スライド11は、イベントについて、収容人数の上限は、5,000人又は収容人数の50%以内の大きい方とし、50%を採用する場合でも10,000人以内といたします。

スライド12です。事業者の皆様へは、出勤者数の7割削減を目指すことを含め、テレワーク等の徹底や、感染防止対策が徹底されない場合、カラオケの提供は行わないことを要請いたします。

スライド13は学校への要請でございますので、これも後ほど教育長から説明がございます。

6月21日以降につきましても、今一度、道民、事業者の皆様にご理解、ご協力をいただきまして、札幌市を対象とするまん延防止等重点措置の下、全道で感染防止対策を徹底してまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料5です。これはお手元の資料5をご覧くださいと思います。ただいまご説明した、北海道におけるまん延防止等重点措置につきましても、あらかじめ有識者の皆様、専門家の皆様のご意見を伺うとともに、市町村や関係団体にも事前にお知らせしているところでございます。

有識者及び専門家の皆様からは、概ね妥当であるというご意見をいただいておりますが、照会させていただきますと、(1-①)感染者数もかなり減ってきているが、リバウンドが心配なので、札幌市を重点措置区域にして往来を自粛することに賛成する。(1-②)今後の再拡大の際の判断、対応を迅速に行うこと。(1-④)札幌市の感染者数の減少と、全道への感染波及の防止に最大限注力していただきたいといったご意見をいただいております。

次に、市町村、関係団体からも、概ね妥当であるというご意見でございましたが、(2-①)札幌市からの来訪者の増加が懸念される石狩振興局管内などでは、感染防止対策を一層徹底するといった記述があるが、例示を行っていただきたいのご意見がございましたので、これにつきましては例示を加筆しております。(2-②)宣言解除のリバウンドを抑制し、健全な社会経済活動を可能とする積極的かつ着実な対策をお願いしたい。また、札幌市以外の市町村を、重点措置区域の対象にしないこととした根拠を明確にして、感染抑止のスピードを減速させることのないようお願いしたいなどのご意見がございました。

これらいただいたご意見につきましては、今後の具体的な取組や情報発信などに反映してまいりたいと考えてございます。

私からは以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、経済部長、お願いします。

【山岡経済部長】

飲食店の皆様への要請等につきまして、資料4、スライド3をご覧ください。

まず措置区域とします札幌市内に所在する飲食店等への皆様への要請についてですが、6月21日から7月11日までの期間において、ご協力いただくよう要請いたします。対象施設は、ここについては現在の要請内容と同じですが、飲食店、そして食品衛生法の許可を受けている遊興施設などとしております。要請内容は記載のとおり、営業時間を5時から20時まで短縮していただくこと、また、一定の要件を付しまして、まず同一グループの

入店は原則4人以内、アクリル板の設置、また手指消毒、マスクの着用、換気の徹底など、こうした一定の要件を満たした店舗においては、11時から19時までの酒類提供ができることとし、要件を満たさない店舗については酒類の提供を行わないこと、また、飲食を主として業としている店舗では、カラオケ設備の利用を行わないことを要請することとしております。

なお、養成にご協力いただいた事業主の皆様には、売上高に応じた支援金を支給することとし、中小企業と個人事業主の方には、1店舗1日当たり売上高に応じて、3万から10万円を、大企業については、1店舗1日当たり売上高の減少額に応じて、最大20万円を支給することとしています。

続いて、スライド7をご覧ください。措置区域、札幌市における飲食店以外の施設への要請について、要請期間は飲食店の要請と同じく6月21日から7月11日までとしています。対象はショッピングセンターや百貨店などの商業施設のほか、ゲームセンターなどの遊興施設、スーパー銭湯などのサービス設備をサービス用の施設とします。今回の営業時間の短縮につきましては、20時までに短縮していただこうと、また、その他の感染防止対策についてもお願いをすることとしています。

続いて、スライド8です。イベントに準じた取り扱いを要請する施設として、劇場や映画館のほか、集会・展示施設、運動施設などを対象とし、要請内容は、人数上限5,000人かつ収容率100%以内もしくは50%以内、営業時間を20時までとしていただくことなどを要請することとしております。なお、要請にご協力いただいた事業者の皆様には支援金として、大規模施設には1日当たり、1,000㎡ごとに20万円、営業時間の短縮割合を乗じた額を支給することとしております。

続いて、スライド10をお願いいたします。札幌市を除きます石狩管内の市町村と小樽市、旭川市、ここを経過区域ということで呼称しまして、飲食店の皆様への時短を要請いたします。要請期間は今までと同じく6月21日から7月11日まで、対象は措置区域と同様とし、営業時間は、5時から21時まで、酒類の提供は11時から20時までに短縮いただくこと、また感染予防の対策についても、あわせて要請することとしております。なお、要請にご協力いただいた事業者の皆様には、売上高に応じた支援金として、中小企業と個人事業主には、1店舗1日当たりの売上高に応じて、2万5千円から7万5千円、大企業については、1店舗1日当たり売上高の減少額に応じて、最大20万円を支給することといたします。

私の説明は以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、教育長、お願いします。

【倉本教育長】

学校への要請につきまして、まずスライド6でございます。措置区域の学校への要請としまして、二つ目でございますが、児童生徒と同居家族の感染状況を即時に把握をし、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じ、この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保、また、運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等の学校行事については、中止・延期・縮小。高等学校および特別支援学校では、地域の通勤状況を踏まえ、必要な場合は時差通学を実施。また、部活動は原則休止とし、全道・全国大会等に繋がる活動に限ることとし、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立する。

次に資料スライド13をご覧ください。その他の市町村の学校に対する要請でございます。三つ目でございますが、部活動は活動を厳選して、感染症対策を徹底の上実施をし、これにより難しい場合は休止とすることといたします。道教委といたしましては、札幌市がまん延防止等重点措置区域における措置区域となることから、札幌市教育委員会と連携するとともに、道内全ての学校等において、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、子供たちの命と学びを守る活動に全力を尽くしてまいります。

以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

ただいま説明のあったとおり、北海道におけるまん延防止等重点措置について、決定することとしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのように決定いたします。

次に、各部・振興局から、順次、発言をお願いします。

警察本部長、お願いします。

【小島警察本部長】

警察本部でございますが、北海道警察におきましては、休業店舗の増加や、街頭照明、人通りの減少等による犯罪の発生を抑止するために、飲食店街を中心に徒歩または車両による警戒警ら強化しているというところでございますけれども、まん延防止等重点措置の移行後におきましても、引き続きパトロールを強化して、住民の不安の解消を努めてまいりたいと考えております。

北海道警察からは以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、新型コロナウイルス感染症対策監、お願いします。

【原田新型コロナウイルス感染症対策監】

この度、感染者情報の公表について、見直すことといたしましたので、その内容についてご報告いたします。資料6をご覧くださいと思います。

1の現状でございますけれども、感染症法等に基づきまして、公衆衛生上の必要性和個人情報保護を比較衡量しながら、本人同意の下、感染者ごとに公表しております。その際、居住地は振興局単位といたしまして、本人同意のある場合は、市町村名も公表してきたところというのが、現行の取扱いになってございます。

こうした公表方法につきまして、道議会をはじめまして、様々な議論がある中で、検討を進めてまいりました。その中で、市町村や有識者の先生方からの意見も参考にしつつ、また、国において、身近な地域単位で感染状況を分析するといった動きもありましたことから、こうした動きを踏まえまして見直すこととしたものです。

見直しの基本的な考え方ですけれども、個人情報の保護に配慮しつつ、道民の皆様が、自ら感染予防等に適切な行動をとることができるよう、地域の感染状況を適確、かつ、分かりやすく伝えることに重点を置いた公表としたいというふうに考えておりました、3（2）見直し内容でございますとおり、毎日の公表については、個別の公表は取りやめまして、振興局ごとの人数などを統計的に公表することとしております。これによりまして、ご本人の同意が不要となりまして、一方で非公表がなくなり、より適確に地域の感染状況

を伝えることができるのではないかと考えております。また、1週間に1回、市町村ごとの7日間累計感染者数を新たに公表することとしております。この取扱いについては、6月20日から開始することとしております。

説明は以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

その他、各部、振興局等からご発言あればお願いいたします。

なければ、本部長からお話をお願いいたします

【本部長（知事）】

5月16日に緊急事態宣言が発令されて以来、34日間が経過いたしました。この間、1日最多で727人、10万人当たりでいいますと79人と大変厳しい状況となった時期もあったわけですが、本日は76人、10万人当たり11.4人ということで、大きく減少いたしました。感染状況をここまで改善することができたのは、皆様のご理解とご協力の賜であります。心から感謝を申し上げます。

しかしながら、本道の医療提供体制は依然として厳しい状況が続いております。緊急事態宣言は、6月20日まであと2日あるわけでありまして、まだ解除されているわけではございません。6月20日まであと2日ございます。明日から、緊急事態宣言の下での最後の週末を迎えることとなります。感染者数の減少を確実なものにするためにも、最後まで気を緩めることなく、対策を徹底していただきたいと思っております。

また、6月21日以降も決して楽観することができない状況にあります。特に、札幌市では依然、新規感染者数が高い水準にあります。通常の医療に支障が生じる施設があるなど、医療提供体制は厳しい状況にあります。道内では既にアルファ株に置き換わったとされており、変異株の感染力の高さも踏まえ、今後も予断を許さない状況が続いていくこととなります。

こうした状況を踏まえ、緊急事態宣言は6月20日までとなるわけですが、本道の中心都市である札幌市の感染者数をもう一段減少させるため、6月21日から、札幌市を対象としたまん延防止等重点措置を実施いたします。また、本道における感染の抑制を図り、医療への負荷を低減させていくため、全道で感染防止行動の徹底を図る対策に取り組んでまいります。特に、現在緊急事態措置の下、特定措置区域となっております、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市及び旭川市の9つの市町村については、段階的な緩和を図っていくことといたします。今一度、全道が一つになって、取組を進めていくことができるよう、道民の皆様、事業者の方々のご理解とご協力を改めてお願いいたします。

各本部員においては、札幌市をはじめとするすべての市町村、そして、あらゆる関係団体の皆様と連携を図り、このたびの対策の目的、内容について、丁寧な説明を行い、もう一段の感染の抑えこみに向けて、7月11日までの間、総力を挙げて取り組むよう指示をいたします。

感染症との闘いが長期にわたる中、感染自体の抑制が期待されているのが、ワクチン接種であります。明日には、道のワクチン接種センターでの接種が開始をされます。そして、市町村支援を進めるため、対象の市町村も拡大することとし、予約に空きがでる場合には、潜在看護師や警察職員などへの接種も行っていくことといたしました。

また、職域接種についても、86件の申請があるなど、道内においても関心が高い状況に

あります。WEBによる説明会を開催するなど、現在、制度内容の周知等を行っているところであります。引き続き、職域接種を希望する企業や団体に対する支援を行うとともに、市町村のワクチン接種の取組をしっかりとサポートをし、ワクチン接種を希望する方が、1日も早く接種を終えることができるよう、これまで以上に積極的に、そしてスピード感をもって、取り組むように指示をいたします。

私からは以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

本部長から指示のあったことにつきまして、各本部員は必要な対応をお願いいたします。

以上をもって、新型コロナウイルス感染症対策本部の第60回本部会議を終了いたします。

（了）